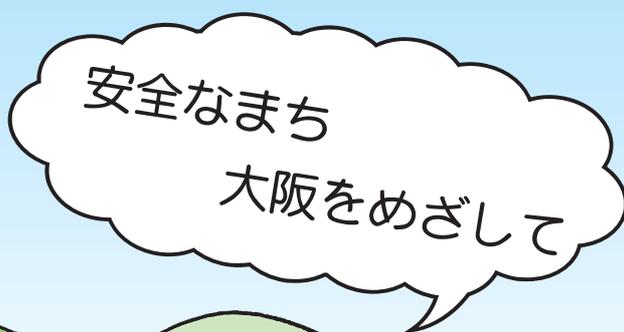




安全

安心なまちづくり マニュアル



はじめに

大阪府では、平成 14 年に「大阪府安全なまちづくり条例」を制定し、行政、警察、事業者、府民が一体となって、安心して安全に暮らせるまち大阪の実現に取り組んできました。

その結果、平成 29 年中の大阪府内の刑法犯の認知件数は、約 10 万 7 千件と過去最少を記録し、ピーク時であった平成 13 年の約 3 割にまで減少しました。

(※平成 13 年の刑法犯認知件数：32 万 7 千件)

これは、防犯ボランティアの皆様をはじめ、オール大阪で防犯力の向上に取り組んできた成果です。これからも引き続き大阪を安全なまちにしていくためには、より多くの方々に安全なまちづくりに関心を持っていただき、防犯への取り組みがさらに広がることが重要です。

そこで、この度大阪府では、防犯活動に取り組む方にわかりやすい、安全なまちづくりのポイントなどをまとめたマニュアルを作成し、防犯ボランティアの活動拠点である地域安全センターに配備することにしました。

ぜひ、このマニュアルを活用していただき、「誰もが安心して暮らせるまち大阪」を目指して、安全なまちづくりを広めていきましょう。

平成 31 年 1 月

大阪府治安対策課

目次

I 《まちを守る》..... 3

- 1 今すぐできる・誰でもできる防犯活動
- 2 防犯パトロール
 - ① パトロールは揃いの服装で
 - ② 地域の犯罪発生情報を集めましょう
 - ③ パトロール時の心がけ
 - ④ パトロール後は・・・
 - ⑤ もし不審者を見かけたり、事件・事故に遭遇したら
- 3 青色防犯パトロール
 - ① 青色防犯パトロールの始め方
 - ② パトロールをする前に（重要な決まり事）
 - ③ ルートを設定する
 - ④ パトロールを実施する
- 4 美化活動でまちをキレイに
- 5 防犯カメラ
 - ① 設置について話し合いましょう
 - ② 設置場所を検討しましょう
 - ③ 設置業者（専門施工業者）に相談しましょう
 - ④ 映像データを適正に管理する仕組みをつくりましょう
 - ⑤ 撮影範囲を調整しましょう
 - ⑥ 「防犯カメラ作動中」などの看板を設置しましょう

II 《子ども（少年）を守る》.....17

- 1 不審（犯罪）者から守る
 - ① 防犯ブザー（防犯笛）を持たせましょう
 - ② 5つの約束を教え、守らせましょう
 - ③ こども110番の家を確認しましょう
- 2 スマートフォン・携帯電話を介した有害情報から守る
 - ① フィルタリングを必ず利用しましょう
 - ② 子ども達と一緒にルールを作りましょう
 - ③ 困った時には相談しましょう
- 3 非行・犯罪被害から守る
 - ① 少年非行防止活動ネットワーク（少年補導センター）の活動
 - ② 少年サポートセンター
- 4 虐待から守る

III 《女性のための防犯》.....23

- 1 帰宅途中の道路上において
- 2 マンションなど共同住宅において

IV 《財産を守る》.....29

- 1 特殊詐欺と悪質商法
 - ① 特殊詐欺
 - ② 悪質商法
- 2 住まいの防犯
- 3 車・バイク・自転車の防犯

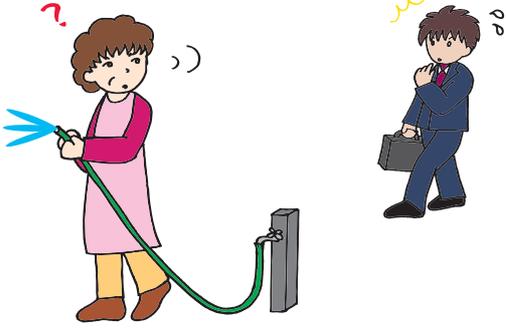
V 《各種相談窓口》.....39



防犯活動を始めるのに特別な道具は必要ありません。自分のまちが安心して暮らせる素敵なまちであって欲しいという気持ちがあれば、いつでも始めることができます。まずは普段の生活に防犯の視点を取り入れることから始め、次に「もっといろいろやってみたい」という気持ちになれば、せひ防犯パトロールなどに挑戦してみてください。

1 今すぐできる・誰でもできる防犯活動

「人の目」は最大の防犯力です。犯罪者は人に見られることを嫌がります。まちに「人の目」を増やすことが、最も簡単で効果的な防犯活動です。



普通の生活に防犯の意識を
水やり、散歩、買い物、配達など、まちに出たときに少しでも「まちを守る」意識をしてみまわりを見渡せば、それは立派な防犯活動です。



挨拶で効果アップ！
挨拶は、相手に「見られている」と意識させるので、より効果的な防犯活動になります。ぜひまちぐるみであいさつや声掛けをしましょう。

2 防犯パトロール

まちをパトロールする姿は、防犯意識が高いまちであることを周囲に示し、まちから不審者を遠ざけます。また、子どもやまちの人々に安心感を与え、地域の絆が深まります。

① パトロールは揃いの服装で

揃いの帽子やベストを着てパトロールをすれば、「これからパトロールをする！」と気持ち切り替わるだけでなく、仲間同士の一体感も生まれ、パトロールを見る人達にも信頼感や安心感を与えます。



・帽子、ベスト…反射材が付くタイプは夜間でも目立ちます。メッシュ素材であれば、夏場でも快適に活動できます。

・懐中電灯…帽子などに付けるクリップタイプや、ペンダントタイプもあります。



クリップタイプ



ペンダントタイプ

・ペンとメモ…危険な場所を見つけた時や事件・事故に遭遇した時に役立ちます。

・笛、防犯ブザー…不審者の発見時に役立ちます。

② 地域の犯罪発生情報を集めましょう

パトロールを始める前に、地域の犯罪発生情報を集め、パトロールのルートを決める際の参考にしましょう。

○ 安まちメール

大阪府警察がメールにより地域の犯罪情報を配信するサービスです。原則、発生後すぐに発信するので、リアルタイムで情報を入手できます。

- ・ 配信を希望するエリア、情報種別（子ども被害 [声かけ事案など]、女性被害 [痴漢など]、特殊詐欺など）を自由に選択して受信できます。

- ・ 配信例（子ども被害）

平成 30 年●月●日午後●時●分ころ、●●市●●町●番付近で、徒歩で帰宅中の女子児童に対し、男が「こっちにおいで」と声をかける事案がありました。男は年齢●歳代、身長●センチくらい、黒っぽいジャケットを着用していました。お子さんには、防犯ブザーを携行させましょう。

- ・ 登録方法

- 1 直接メールで登録する方法

touroku@info.police.pref.osaka.jp へ空メールを送信してください。

- 2 QRコードから登録する方法

携帯電話のバーコードリーダー機能（アプリ）を利用して、右のQRコードを読み取ると、大阪府警察のホームページへアクセスできます。

※ 登録料は無料ですが、通信料はご利用者の負担になります。



○ 犯罪発生マップ

大阪府警察が提供する地域の犯罪情報を地図上でわかりやすく表示するサービスです。

- ・ 発生地点が表示される犯罪情報は、ひったくり、路上強盗、子供被害情報、女性被害情報の4種類です。
- ・ 安まちメールと連動しており、過去の安まちメール（最大前年の1月1日まで）の情報を地図上で確認することができます。
- ・ 大阪府警察ホームページ下段にある「犯罪発生マップ」のバナーからアクセスできます。

http://www.machi-info.jp/machikado/police_pref_osaka/infopage.html

～犯罪発生マップ～



○ 警察署が配布する地域の犯罪情報など

警察署が防犯協（議）会や地域安全センターなどに犯罪情報を提供している地域もあります。その地域に即した情報が掲載されているので、参考にしましょう。

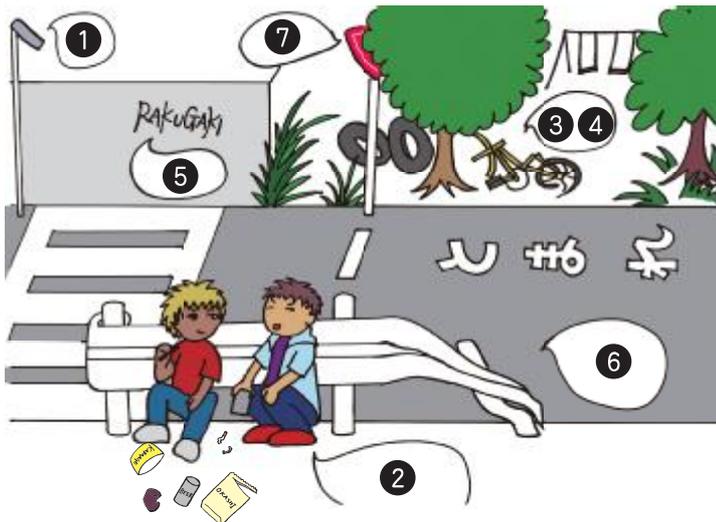


北山本地区域安全センター（八尾市）

- 学校やPTAなどから寄せられた不審者情報など
児童や保護者から学校に寄せられる不審者情報もパトロールの参考になります。学校やPTAと連携して、情報を得られるようにしましょう。

③ パトロール時の心がけ

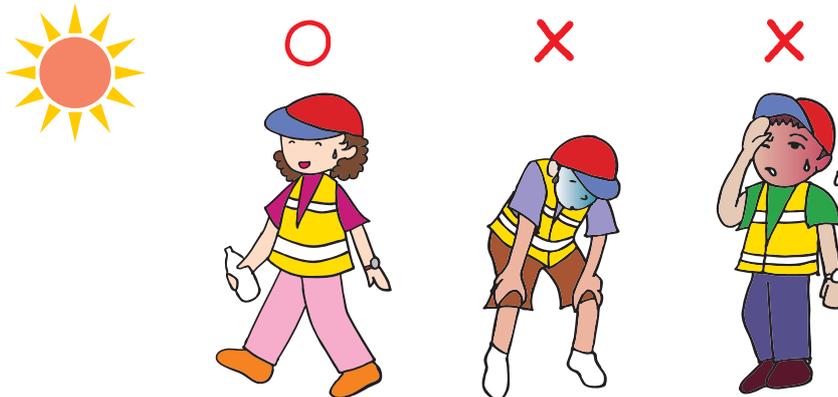
- 防犯パトロールは安全第一です。パトロールは二人以上で行い、不審者を見つけた場合は自ら対応せずに警察へ通報しましょう。
- 子ども達や住民はもちろんのこと、通行人にも積極的に声をかければ、パトロールの効果はより高まります。
- 自分のまちの危険な場所を見つける気持ちで歩き、メモしておきましょう。



- ① 街灯が少なく、暗い場所
- ② 少年のたまり場になっている場所
(タバコやお菓子のゴミなどが落ちている場所)
- ③ 植え込みや雑草がのびて見通しが悪くなっている公園
- ④ 自転車やゴミなどが不法投棄されている場所
- ⑤ 壁や塀などに落書きされている場所
- ⑥ フェンスやガードレールが破損している場所
- ⑦ 道路標示(標識)が見えにくくなっている場所など

- 気楽に、気長に、無理をせず

防犯活動は長く続けられることが重要です。ご自身の体力、体調、天候、気温などを考慮し、「やらなければならない」ではなく、「今日はこれぐらい」の気持ちで気軽に取り組みましょう。



④ パトロール後は・・・

パトロールで得た不審者や危険箇所などの情報は、パトロール仲間だけでなく、自治会、防犯協(議)会、PTA、学校関係者など、子どもの安全や地域の安全に関わる人たちと共有しましょう。
街灯の不具合、標識の破損、公園の植木の剪定などで、措置が必要な場合は、警察や自治体に相談しましょう。

- ⑤ もし不審者を見かけたり、事件・事故に遭遇したらすぐに110番通報(けがの状態がひどい場合は119番を優先)しましょう。

- 110番通報のしかた

おおむね次のような順番で尋ねられるので、見たままの状況を答えましょう

- ① どんな事件・事故ですか
「泥棒（不審者）が逃げた」、「車と自転車の事故」など
- ② 場所はどこですか
・住所がわかる場合は住所を答えましょう
・わからない場合は、目印になる建物とそこからの方向や距離を答えましょう
例：「〇〇駅から南側へ100mぐらいのところ」
- ③ いつごろの話ですか
「たった今」、「5分くらい前」など大体の時間を教えてください
- ④ 犯人の特徴は
性別：男性・女性
体型：「大柄・ふつう・細身」など
年齢：「30歳～40歳ぐらい」など
服装：「青色Tシャツ、白色半ズボン、メガネ」など
逃げた方向：「南方向へ自転車で逃げた」など
- ⑤ 今はどんな状況ですか
「20歳ぐらいの男性が道に倒れています」など具体的に
- ⑥ 通報者について
後日、事件や事故について詳しく尋ねるケースがありますので、名前や電話番号などを伝えてください

本マニュアルの末尾に、防犯パトロールや危険箇所のチェックに役立つメモの様式を用意していますので、ぜひコピーしてご活用ください。

標識であなたの場所がわかります～大阪府警察「現在地認知システム」

大阪府警察では、府内の道路標識に貼付されたシールの番号により、通報者の場所を確認するシステムを運用しています。110番通報の際はぜひ活用してください。

110番通報の際、道路標識の柱に貼付されたシールの番号（上段3桁、下段5桁）を通報者が読み上げると、大阪府警察本部通信指令室の地図画面に通報場所が表示されます。



3 青色防犯パトロール

青色防犯パトロールは、青色の回転灯を装備した自動車で行うパトロールです。

回転灯を点灯した車両によるパトロールは、住民に安心感を与え、広範囲の犯罪抑止効果が期待できます。

① 青色防犯パトロールの始め方

① 青色防犯パトロール団体をつくる

団体の人数に決まりはありませんが、1週間に1回ぐらいのペースで余裕をもってパトロールを継続できる人数を確保しましょう。

② 青色防犯パトロール講習の受講

青色防犯パトロールを行う地域の警察署（生活安全課）に問い合わせ、講習を受講しましょう。

③ 青色防犯パトロール団体の申請

パトロールを行う地域の警察署（生活安全課）を通じて、警察本部長あてに青色防犯パトロール団体の申請をしましょう。

○ 申請に必要な書類

証明申請書（様式第1号）

<添付書類>

① 団体・青色防犯パトロールの概要（様式第2号）

② 青色防犯パトロール実施者名簿（様式第3号）

③ 誓約書（様式第4号）

④ 自動車検査証の写し

⑤ 委嘱状の写し（必要な団体のみ）

⑥ 代表者の身分証の写し

⑦ 取り付ける青色回転灯の光度等がわかる資料

⇒ 回転灯の仕様書など

⑧ 青色回転灯の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状がわかる程度の図面又はカラー写真及び団体の名称・自主防犯パトロール中であることを表示について大きさや形状がわかる資料

⇒ 車に「青色回転灯」「団体の名称」及び「パトロール中」と記載したマグネットなどをつけた状態で、前後左右から撮影した写真を紙に添付すればOKです。

⑨ パトロール実施地域の見取図

⇒ 地図にパトロール実施地域を囲んで示すなどしましょう

※ その他、団体の規約等が必要な場合があります。詳しくは警察署（生活安全課）にお問い合わせください。

※ 申請書等の様式は大阪府警察のホームページからもダウンロードできます。

⇒ https://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/anzen/volunteer/aopato_style.html



警察本部において審査



④ 証明書、標章、パトロール実施者証の交付

申請した警察署（生活安全課）から証明書等を交付してもらいます。

- ・ 証明書 …青色防犯パトロールを適正に実施することができる団体であることの証明書
- ・ 標章 …青色防犯パトロール用に使用する自動車であることの標章
 - ※ 自動車の後方に掲示します
- ・ 実施者証 …青色防犯パトロールを適正に実施することができる者であることの証明書

5 自動車検査証への記載

運輸支局（自動車検査登録事務所）又は軽自動車検査協会へ行き、自動車検査証の記載事項の変更手続きをしてください

※ 証明書の交付から15日以内に行ってください

※ 同時に名義変更を行う場合や、代理人による届出の場合は、事前に申請先に必要な書類などについて確認してください

【登録車の場合】

① 申請に必要なもの

- 申請書（運輸支局又は自動車検査登録事務所にあります。またはインターネットからも入手可能）

（参考）<http://www.mlit.go.jp/common/001228981.pdf>

- 自動車検査証（原本）
- 使用者の委任状又は使用者の認印
- 警察から交付された「証明書」の写し（全文）

② 申請先

自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所

【軽自動車の場合】

① 申請に必要なもの

- 申請書（軽自動車検査協会の事務所にあります）
- 自動車検査証（原本）
- 申請依頼書又は使用者の認印（申請依頼書はインターネットから入手可能）
（参考）<https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/attached/0000018719.pdf>
- 警察から交付された「証明書」の写し（全文）

② 申請先

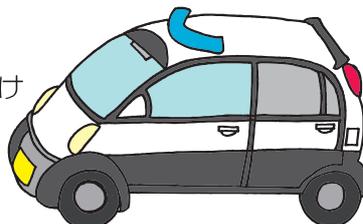
自動車の使用の本拠の位置を管轄する軽自動車検査協会

自動車の使用の本拠
＝使用者が実際に車を使用する拠点となる場所

「自主防犯活動用自動車」と記載してもらう

自動車検査証	
車種	軽自動車
型式	...
車体番号	...
登録番号	...
所有者	...
使用の本拠の位置	...
備考	...

6 青色回転灯の取り付け



完了です!!

② パトロールをする前に（重要な決まり事）

○ 車について

- 1 車に「自主防犯団体の名称」「自主防犯パトロール実施中」である旨を明確に表示しましょう。
- 2 青色回転灯は屋根に 1 個だけ取り付けましょう。
 - ・ 複数の回転灯を取り付けることは認められていません
 - ・ 回転灯の光源は回転式のみであり、点滅式は認められていません
 - ・ 青色防犯パトロールを実施している時以外は、回転灯を点灯させてはいけません
- 3 パトロール中は、標章を自動車の後方から見えるように掲示する必要があります。



○ 実施者について

青色防犯パトロールカー 1 台につき、実施者証を携行した実施者が必ず一人は必要です。



大連防犯青色パトロール隊（東大阪市）

○ 実施場所について

証明書に記載されている地域以外でのパトロールはできません。

③ ルートを設定する

ルートを設定すると、道に慣れるため事故を起こしにくいというメリットがあります。パトロールをするエリアについて、「できるだけ広い（歩道がある）道を選ぶ」、「右折の回数を少なくする」など運転をしやすいように工夫し、基本のルートを設定したうえで、犯罪の発生状況に応じてルートを変更しましょう。

※ 服装と持ち物については 5 ページを参考にしてください。

※ 犯罪の発生情報の収集については 5～7 ページを参考にしてください。

④ パトロールを実施する

○ パトロールはできる限り複数で

パトロールのため、あちこちに注意を払いながら運転すると事故の原因になります。警戒を担当する実施者が助手席に座り、運転者の負担を減らして事故を防止しましょう。

○ パトロールカーとしての運転を心がけましょう

青色防犯パトロールカーの運転は常に住民から注目されています。普段、自分の車を運転する時以上に気をつけて、交通ルール・マナーをしっかりと守って運転しましょう。

- スピーカー（拡声器）を利用した呼びかけなど
青色防犯パトロールカーにスピーカーを装備している場合、マイクを利用した防犯の呼びかけや、音声放送による広報も効果的です。



石切東地区防犯委員会（東大阪市）
親しみやすい児童の声で啓発アナウンスを行っています

- ※ 道路におけるスピーカーを利用した広報については、街頭宣伝活動として管轄警察署署長の許可が必要となります。事前に警察署交通課窓口へ申請してください。
- ※ 音量に敏感な方もおられるので、スピーカーの音量には十分注意しましょう。

- ドライブレコーダーの設置

ドライブレコーダーは、事故があった時に状況を確認できるだけでなく、運転者が安全運転を意識する点でも役に立ちます。

また、常時録画するタイプのレコーダーであれば、青色防犯パトロールカー自体が、「動く防犯カメラ」としての機能も発揮します。

- ※ 常時録画せず、急ブレーキや事故などの衝撃を感知した時、その前後の状況だけを録画するタイプのドライブレコーダーもあります。

4 美化活動でまちをキレイに

落書きや自転車等が放置された状態になると、犯罪を誘発する原因の一つとなります。まちを美しく保ち、まちの秩序を維持して犯罪の起きにくいまちをつくりましょう。

鶴橋連合第3 振興町会 放置自転車撤去⇒プランターの設置 【大阪市生野区】



放置自転車や不法投棄が長期化



地域と行政が連携してプランターを設置



地域のボランティアが定期的に苗植え、水やり、清掃を継続して放置自転車・不法投棄をゼロに！

さらに充実した活動を行うには・・・

- ・ 学生ボランティアとの連携
元気あふれる学生ボランティアとの活動は、地域の防犯ボランティアのモチベーション向上にもつながります。



桃山学院大学 防犯ボランティアサークル「桃パト」（和泉市）

- 学校関係者と合同した危険箇所の確認
P T Aなど学校関係者と合同で校区内の危険箇所を確認し、校区内の危険箇所について情報共有しましょう。



門真市第五中学校区地域会議
(地域安全C)

- ボランティア活動保険への加入
安心して活動に取り組めるように、万が一の事故に備えて、ボランティア活動保険に加入しましょう。加入についてはお住まいの地域の社会福祉協会へご相談ください。
- 地域安全センターの活用
大阪府では、防犯ボランティアの方々が情報を共有し、活動の連携を行う拠点として地域安全センターの設置を進めてきました。現在では、防犯に限らず、防災訓練や交通安全講習などが行われているセンターもあります。
地域の安全・安心に関することについて積極的にセンターを活用し、地域のボランティア活動を活性化させましょう。



深江地域安全センター（大阪市東成区）



長瀬南校区地域安全センター（東大阪市）

大阪府安全なまちづくりボランティア団体表彰について

大阪府では、安全なまちづくり活動を先駆的・意欲的に実践されているボランティア団体に対して知事からの表彰を授与しています。選考については、府内市町村から推薦のあったボランティア団体の中から、活動の内容等を審査して決定いたします。

皆様の活動についても、ぜひお住まいの市町村を通じてご紹介ください。



表彰状（例）

5 防犯カメラ

防犯カメラの設置は、住民に安心感を与える、犯人に対して犯行を諦めさせる効果が期待できる、犯罪が発生した場合、犯人検挙に大きな手がかりとなるなど、地域防犯力の向上に大きな効果があります。

① 設置場所を検討しましょう

- 設置場所の例としては

- ・ 子どもや女性に対する犯罪が発生している場所
- ・ 交通量が多く、危険な通学路

などが挙げられます

② 設置について話し合いましょう

設置にあたり、周辺住民の合意を図ることは最も重要です。回覧板で賛否を問うなどして、地域のみなさまで設置について話し合いましょう。

※ 設置場所を検討する際には、最寄りの警察署の防犯係へ相談し、警察官の助言を得ましょう。

設置場所についての基礎知識

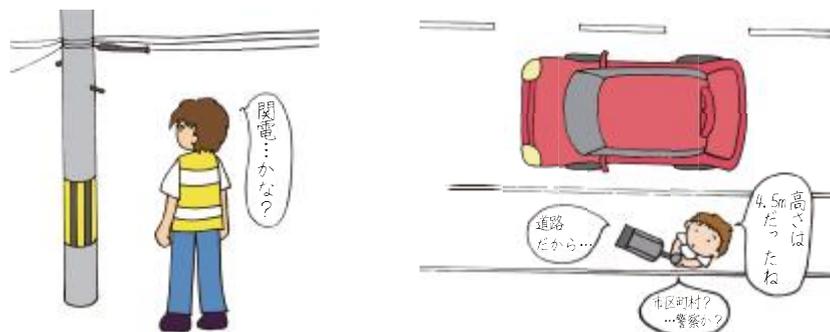
次のような場所への設置は、管理者（所有者）に対する申請などの手続きが必要です。企業や公的機関への申請は、防犯カメラの設置業者が代行（有料）するケースが多いです。

- ・ 関西電力やN T Tなどの電柱
⇒電柱の所有会社への共架申請の手続きが必要です。
- ・ 新たに防犯カメラ用のポールを設置
⇒ポールを設置する土地所有者（管理者）の承諾が必要です。
- ・ 設置場所が道路上の場合（道路上にはみ出している場合を含む）
⇒道路の管理者に対して道路占用許可申請が必要です。

府道：都道府県（土木事務所） 市町村道：市町村の道路管理担当部局

※ 原則として大阪市、堺市では、市が府道、市道の道路管理者となります。

※ 施行の際は、併せて管轄警察署への道路使用許可申請が必要になります。



車道の場合、原則地上から 4.5m 以上の高さに設置する必要があります。

- ③ 設置業者（専門施工業者）に相談しましょう
- 予算、カメラの機種、設置方法などについて相談しましょう。
 - 一般的に馴染みの無い工事になるので、複数の業者から意見を聴き、見積りを取ることをおすすめします。

N P O 法人大阪府防犯設備士協会（大防設）への相談

N P O 法人大阪府防犯設備士協会（大防設）は、警察と協働し、安全で信頼できる防犯機器・設備の普及や地域の安全活動を通じて、地域の安全・安心に貢献するため設立された団体です。

活動内容（例）

- ・ 優良防犯設備機器（防犯カメラなど）の設置・施行
- ・ 防犯設備士によるお家の防犯診断（どれくらい泥棒に強い家か診断）
- ・ 防犯設備士による防犯講座（家の防犯対策についての講座）

TEL 06-6585-0061 <http://www.daibousetsu.com>

- ④ 映像データを適正に管理する仕組みをつくりましょう
- 管理責任者をおく
防犯カメラの適正な管理、運用を図るため、管理責任者を置きましょう。
 - 防犯カメラ管理要綱を作成する
管理要綱を定め、防犯カメラにより撮影された映像データの取扱いを明確にしておきましょう。要綱の作成例は大阪府治安対策課のホームページにあります。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiantaisaku/higaibousi/ryuuiten.html>
- ⑤ 撮影範囲を調整しましょう
- 防犯カメラの映像が確認できる状態まで工事が進めば、撮影範囲を確認・調整しましょう。
- 撮影範囲は防犯目的を達成するために必要最小限にとどめましょう。
 - 民家の窓や出入口付近を常に見えない状態に設定（マスキング処理）できるカメラもあります。

画像提供：大阪府防犯設備士協会会員企業
TOA株式会社



マスキング処理前



マスキング処理後

- ⑥ 「防犯カメラ作動中」などの看板を設置しましょう
- プライバシーの保護の観点から、設置場所付近の見やすいところに「防犯カメラ作動中」「防犯カメラ設置地区」や管理責任者を明示した看板等を設置しましょう。
- また、看板を目立つ場所に設置することで、犯罪抑止効果も高まります。



「防犯カメラの看板の一例（大阪市内）」

防犯カメラの設置に関する費用について（参考）

無線通信式防犯カメラ 1 台を関西電力の電柱に取り付ける場合

【初期費用】

カメラ本体（1 台）	約 200,000 円～
施工費用	約 250,000 円～
（申請代行費用、関西電力関係費用など含む）	
合 計	約 450,000 円～

【ランニングコスト】

電気代	約 2,400 円／台・年
電柱への共架料	1,400 円／台・年
（機器の大きさが 30 cm以内）	
合 計	約 3,800 円／台・年

※ 金額はあくまでも目安であり、カメラの機種、立地条件、施工方法等の諸条件により異なります。

※ 電気代及び共架料（注）は関西電力株式会社への調査結果に基づく金額であり、変更される場合があります。

（注）「共架」とは、電力会社などが所有している柱に防犯カメラや街路灯等の機器を取り付けることを意味します。

※ お住まいの市町村によっては、自治会が設置する防犯カメラの設置費用や電気代を補助する制度を設けているところがあります。詳細については、市町村のホームページまたは電話でご確認ください。



子ども(少年)を守る



子ども(少年)をねらう不審者・
犯罪者は道路や公園などだけでな
く、インターネットの世界からも
近づこうとします。地域と保護者
がしっかりと連携して子どもを守
りつつ、子どもが自らを守る力を
育てましょう。

1 不審（犯罪）者から守る

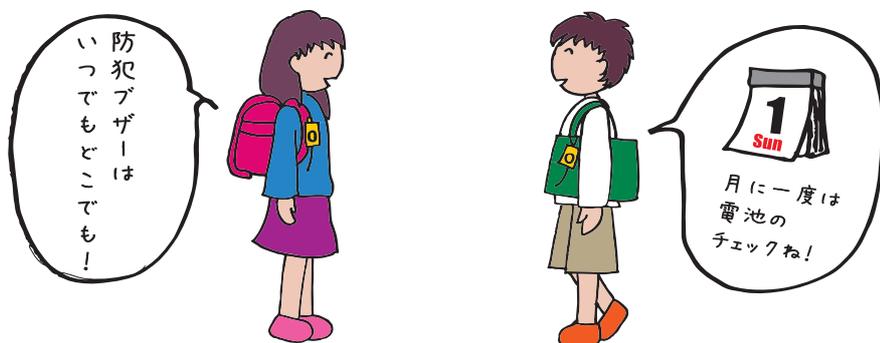
子どもが不審者から声をかけられたり、暴行などの被害に最も遭いやすい状況は

- ・ 午後 3 時～午後 5 時の間
 - ・ 道路上、共同住宅、公園など
 - ・ 子どもが一人である時
- です。

（大阪府警察：平成 29 年中における子どもに対する暴行等の主な犯罪及びび声かけ等事案の認知状況より）

① 防犯ブザー（防犯笛）を持たせましょう

- ・ 防犯ブザー（防犯笛）は、「見えやすい」「すぐ使える」場所につけることで、不審者を遠ざけます。
- ・ ランドセルにつけるだけでなく、遊びに行くときや、塾や習い事に行くときも持たせましょう。
- ・ 防犯ブザーは、月に 1 度は自宅で鳴らすなどして電池をチェックしましょう。



② 5つの約束を教え、守らせましょう

「5つの約束」

- 1 一人で遊びません
- 2 知らない人について行きません
- 3 連れていかれそうになったら、大声で知らせます
- 4 「どこであそぶ」「いつかえる」をお家の人に言ってから出かけます
- 5 どもだちがつれていかれそうになったら、すぐに、大人の人に知らせます

③ 「こども 110 番の家」を確認しましょう

「こども 110 番の家」は、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、子どもたちを保護し、110 番通報していただく協力家庭等（店・事業所を含む）です。

協力家庭等には、玄関や店舗入口などの見えやすい場所に右のキャラクターの旗やステッカーを掲示していただいていますので、子どもと一緒に通学路や近所のこども 110 番の家を確認しておきましょう。

※ 市により独自のデザインの旗等を使用している場合もあります

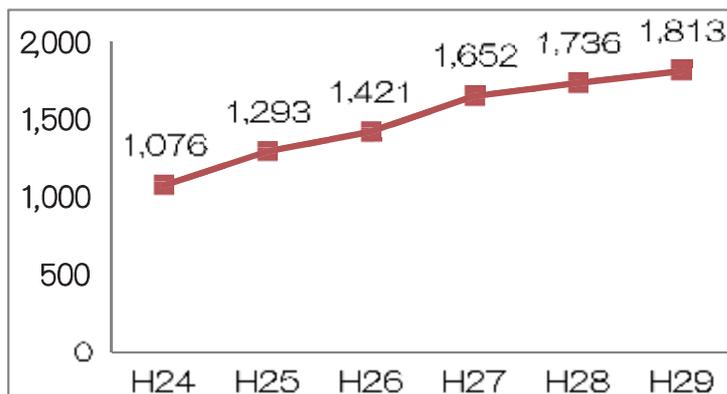
※ 事業者の業務用車両にこども 110 番のステッカー貼った、「動くこども 110 番」もあります。



2 スマートフォン・携帯電話を介した有害情報から守る

青少年のスマートフォン等の所有・利用の増加に伴い、コミュニティサイトや SNS に起因する事犯の被害児童数は年々増加傾向にあります。

コミュニティサイト（SNS）等に起因する事犯の被害児童数の推移（人）



① フィルタリングを必ず利用しましょう

インターネット上にはアダルトサイト、架空請求等の青少年にとって有害な情報が氾濫しており、これら青少年にとって有害な情報の閲覧を制限したり有害なアプリの起動を制限する等の機能のことをフィルタリングといいます。

スマートフォンの場合は

- ① 携帯電話回線による接続
- ② 無線LAN回線による接続
- ③ アプリによる接続

の3つのフィルタリングが必要です。

※ フィルタリングの設定など、詳しくは携帯電話販売店にお尋ねください

② 子ども達と一緒にルールを作りましょう

犯罪やトラブルから子どもを守るために、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子どもにインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭・学校のルールを作ることが大切です。

チェックしてみましょう！「あなたの家のスマホのルール」

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する
- 個人を特定される情報を書き込まない
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換はしない
- 他人のID・パスワードを勝手に使わない
- 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない
- 利用料金や利用時間を決める
- 困ったことがあれば、必ずすぐに保護者に相談する
- ルールを守れなかった時のルールを決める

<参考>文部科学省：「子供のための情報モラル育成プロジェクト」

～考えよう 家族みんなで スマホのルール～

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm

③ 困った時には相談しましょう

子どもの異変やSOSに気付いたら、警察や相談機関に相談しましょう。

<インターネットトラブルの相談と対処方法について>

府警本部のサイト (<http://www.police.pref.osaka.jp/>)に行き、

サイト左欄の相談窓口 ⇒ 各種相談窓口 ⇒ サイバー犯罪相談 の順でクリックしてください

※緊急を要するものにつきましては、110番または最寄りの警察署に通報をお願いします。

3 非行・犯罪被害から守る

① 少年非行防止活動ネットワーク（少年補導センター）の活動

大阪の少年非行認知件数は、年々減少していますが、再非行者率は全国平均よりも高く、厳しい状況です。大阪府では、「地域の子どもは地域で育てる」をモットーに、地域の青少年健全育成団体、自治会、PTA、市町村職員、教員等が協力し、警察と連携して少年非行の未然防止等に取り組む少年非行防止活動ネットワーク活動を推進しています。中でも、少年への声かけ活動については、大人が少年たち一人ひとりを温かく見守りながら、励ましたり、注意や助言をすることにより、少年に「見守られている緊張感と安心感、地域との一体感」を与えることのできる健全育成活動のひとつですので、ぜひこの活動にご協力をお願いいたします。

② 少年サポートセンター

少年サポートセンターは、大阪府、大阪府警察本部及び大阪府教育庁の三者による連携のもと、非行防止活動のキーステーションとして非行未然防止を目的とした助言、指導や学習支援、クラブ、スポーツ、調理など立ち直り支援活動（育成支援室）を行う他、少年非行問題について相談（少年育成室）にも応じています。

【大阪府内の少年サポートセンター（10ヶ所）】

中央少年サポートセンター				豊中少年サポートセンター			
〒543-0061 大阪市天王寺区伶人町2-7 大阪府夕陽丘庁舎 4階	育成支援室	06-6772-6662	大阪市 都島区 中央区の一部（旧東区） 旭区 天王寺区 東成区 阿倍野区 城東区 生野区 東住吉区 鶴見区 平野区	〒561-0858 豊中市服部西町4-13-1 豊中市立青年の家 「いぶき」1階	育成支援室	06-6863-0099	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡
	少年育成室	06-6772-4000			少年育成室	06-6866-3000	
梅田少年サポートセンター				枚方少年サポートセンター			
〒530-0053 大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6階 605号室	育成支援室	06-6311-0660	大阪市 北区 福島区 此花区 西淀川区 東淀川区 淀川区	〒573-0027 枚方市大垣内町2-15-1 北河内府民センター4階	育成支援室	072-843-1999	守口市 枚方市 大東市 寝屋川市 門真市 交野市 四条畷市
	少年育成室	06-6362-2225			少年育成室	072-843-2000	
難波少年サポートセンター				富田林少年サポートセンター			
〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 日垂ビル2階	育成支援室	06-6211-0141	大阪市 西区 港区 大正区 中央区の一部（旧南区） 浪速区 住吉区 西成区 住之江区	〒584-0031 富田林市寿町2-6-1 南河内府民センタービル2階	育成支援室	0721-24-5510	富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡
	少年育成室	06-6211-3400			少年育成室	0721-25-4922	
八尾少年サポートセンター				岸和田少年サポートセンター			
〒581-0005 八尾市庄内町2丁目1-36 中河内府民センタービル4階	育成支援室	072-992-3301	八尾市 柏原市 東大阪市	〒596-0076 岸和田市野田町3-13-2 泉南府民センタービル4階	育成支援室	072-438-7735	岸和田市 貝塚市 泉南市 泉佐野市 阪南市 泉南郡
	少年育成室	072-992-3256			少年育成室	072-423-2486	
堺少年サポートセンター				茨木少年サポートセンター			
〒593-8324 堺市西区鳳東町4丁390-1 泉北府民センタービル3階	育成支援室	072-274-2152	堺市 泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	〒567-0034 茨木市中穂積1-3-43 三島府民センタービル4階	育成支援室	072-621-4114	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡
	少年育成室	072-274-2355			少年育成室	072-625-6677	

知っていますか？夜間に青少年を外出させない保護者の努力義務

大阪府青少年健全育成条例では、保護者に青少年の夜間外出への関心を促し、青少年を非行行為や犯罪被害から守るために、青少年を夜間に外出させない努力義務を定めています。保護者は、通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

対象となる青少年の区分	外出させてはならない時間帯
・ 16歳未満の者	午後8時～翌日の午前4時
・ 16歳以上18歳未満の者	午後11時～翌日の午前4時

4 虐待から守る

「周囲の気づき」が虐待を受けている子どもを救う重要な手掛かりとなります。地域の子どもや保護者のサインを見つけたり、子育てに悩む保護者を見つけたりすれば、迷わず児童相談所へ連絡しましょう。

地域の子どもや保護者がこんなサインを出していませんか？	
子 ども	保 護 者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不自然な傷や打撲の跡がある ・ 衣類やからだがいっぱい汚れている ・ 落ち着きがなく乱暴である ・ 表情が乏しい、活気がない ・ 夜遅くまで一人で家の外にいる ・ いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域などと交流が少なく孤立している ・ 小さい子どもを家においたまま外出している ・ 子育てに関して拒否的、無関心である ・ 子どものけがについて不自然な説明をする

児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」（いちはやく）

平成27年7月より、児童相談所全国共通ダイヤルが「189」（いちはやく）という3桁の番号になりました。

- ・ お住まいの地域の児童相談所につながります
- ・ 連絡は匿名で行うことも可能で、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます
- ・ 24時間365日対応
 - ※ 通話料がかかります
 - ※ 一部のIP電話からはつながりません





Ⅲ、女性のための防犯



女性の性犯罪被害が最も多いのは、深夜に一人で歩いている時です。

被害に遭わないために、本章に掲載されている事柄に気をつけて安全に家に帰りましょう。



女性が被害に遭いやすい状況

強制わいせつ 午後10時台～翌午前0時台

道路上、マンションやアパートの入口・通路・エレベーター
などの共有部分

(大阪府警察HP：平成29年中の性犯罪の発生状況より)

1 帰宅途中の道路上において

- 歩くときは時々後ろを振り返り、不審者がいないか確認しましょう。
警戒していることを示せば、不審者をけん制することができます。

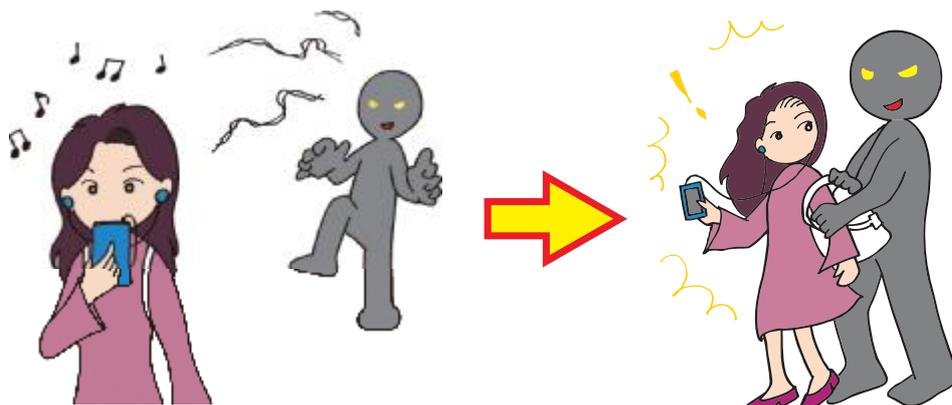


- 防犯ブザーをいつでも鳴らせるようにして携帯しましょう。

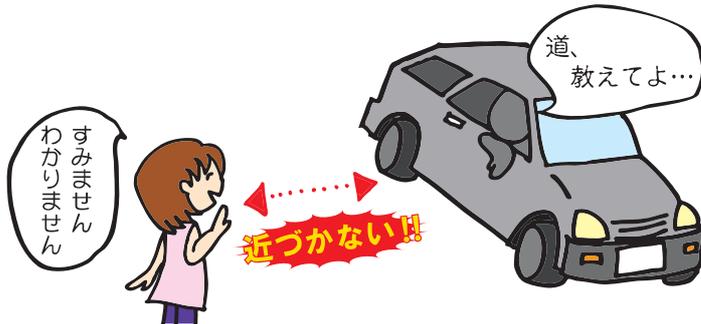


- ながら歩きはやめましょう

道路上で後から襲われて痴漢などの被害に遭うケースが目立ちます。スマートフォンを操作したり、イヤフォンで音楽を聴いたりしながら歩くと、周囲へ注意を払えなくなり、近づいてくる不審者に気がつきません。



- 道を尋ねるふりをして近づく場合もありますので、もし声をかけられればすぐに逃げられるように相手との距離を十分に取らしましょう。
車に乗っている者が声をかけてきた場合、車には絶対に近づかないようにしましょう。



- 不審者に襲われたら、
 - ・防犯ブザーを鳴らす
 - ・大声で叫ぶ
 などして逃げ、すぐに110番しましょう。

2 マンションなどの共同住宅において

- 不審者が後を追って入って来ないように、

- ① 『オートロックを開錠する時』
- ② 『エレベーターに乗る時』
- ③ 『部屋に入る時』

には必ず後ろを確認しましょう。



- エレベータでは、すぐに非常ボタンを押せるよう操作盤の近くで、同乗者に背中を向けないようにして立ちましょう。



いったん降りて、やり過ごすのも一つの方法です。

万が一エレベータ内で襲われれば、ボタンを全て押し、最初に止まった階でエレベーターを出て逃げる、非常ボタンを押して外部へ連絡するなどしましょう。

- マンション等の高層階に住んでいても、犯人が非常階段や通路からベランダに飛び移り、閉め忘れた窓やドアから室内に侵入して被害に遭うケースもあります。油断することなく、玄関ドアと全ての窓に鍵をかけましょう。

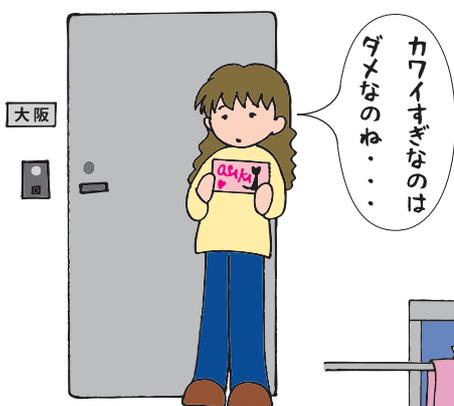


日頃からの心構え

犯人の中には、事前に女性が一人暮らしであるかどうかを確認してから犯行に及ぶ者もいます。

女性の一人暮らしであることがすぐにわからないよう

- ・ 表札は一目で女性とわかる表記にしない（かわいい手書き文字など）
- ・ 花柄などかわいらしい模様のカーテンは避ける
- ・ 洗濯物に男性用の衣類を一緒に干す
- ・ 玄関に男性用の靴を置く



玄関に男性用靴や傘



- ・ シンプルなカーテン
- ・ 男性用衣料品を見える位置に干す

などの工夫をしましょう。



IV. 財産を守る



1 特殊詐欺と悪質商法

① 特殊詐欺

特殊詐欺は被害者を「あわてさせる」「相談させない」ようにしてお金をだまし取ります。裏を返せば、**あわてずに誰かに相談すること**で被害を防ぐことができます。相手が誰であれ、「お金」や「キャッシュカード」を求める電話、メール（SMS）、ハガキなどについては、詐欺を疑い、あわてずに家族や警察に相談しましょう。

○ 息子を名乗り、お金をだまし取る詐欺

犯人（息子役）

「風邪をひいて声がおかしい」

「携帯電話の番号が変わった」

などと電話で話し、犯人の携帯電話の番号を登録させる

↓ ～後日～

■ ケース1 <<妊娠の示談金名目の例>>

犯人（息子役）

「夫のいる女性を妊娠させた」

「今日中に示談金を払わないと裁判になって会社をクビになる」

■ ケース2 <<会社への返済金名目の例>>

犯人（息子役）

「会社のお金を使い込んで上司と株を買い損失を出した」

「今日中にお金を返さないと横領罪で逮捕される」

などと電話して被害者を駅付近などへ呼び出し、息子の後輩役や弁護士役の犯人が被害者と会ってお金をだまし取る！

このように対処しましょう

- ・ 息子を名乗り、「携帯電話の番号が変わった」という電話があれば、今まで息子が使っていた携帯電話番号にかけなおしましょう。
- ・ 息子本人しか知らないことを質問すれば、本当の息子からの電話かどうか判明します。例）親戚の名前、ペットの名前、母親の旧姓など

○ 百貨店（家電量販店）店員、市役所職員、警察官、銀行員などを次々に名乗り、キャッシュカードをだまし取る詐欺

■ ケース1 <<百貨店（家電量販店）店員⇒警察官⇒銀行員の例>>

犯人A（店員役）

「あなたのクレジットカードで買い物しようとした人がいます」

「警察にはこちらから連絡しておきました」

↓

犯人B（警察官役）

「あなた名義のクレジットカードが勝手に作られ悪用されている」

「キャッシュカードも悪用されるおそれがあるので銀行に連絡する」

↓

犯人C (銀行員役)

「今すぐキャッシュカードを作り変える必要があります、手続きに必要なので現在のキャッシュカードの暗証番号を教えてください」

「現在お使いのカードは、すぐに当行の者が取りに行きますので渡してください」

■ ケース2 <<市役所職員⇒銀行員の例>>

犯人A (市役所職員役)

「医療費の過払い金の還付がありますが、古いキャッシュカードでは還付の手続きできないので、新しいタイプのキャッシュカードに作り変えてください」

「銀行にはこちらから連絡しておきます」

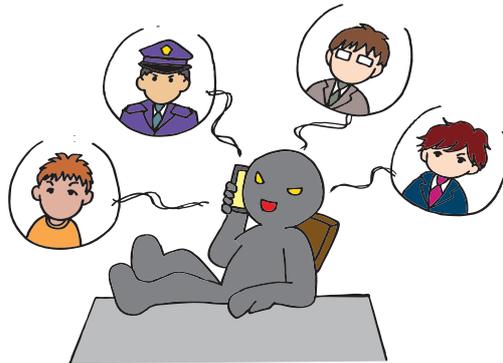


犯人B (銀行員役)

「キャッシュカードを作り変える手続きに必要なので、現在のキャッシュカードの暗証番号を教えてください」

「現在お使いのカードは、すぐに当行の者が取りに行きますので渡してください」

などと電話で話し、犯人（銀行員役）が被害者の家を訪問してキャッシュカードをだまし取る！



このように対処しましょう

- ・ 警察官や銀行員が「自宅へキャッシュカードを取りに行く」「暗証番号を尋ねる」ことは絶対にありません。「キャッシュカードは誰にも（警察官や銀行員と名乗る者にも）渡さない」「暗証番号は誰にも教えない」ようにしましょう。
- ・ 暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードの引き渡しを求める電話がかかってくれば、警察に相談しましょう。



- メール（SMS）やハガキを送りつけ、お金をだまし取る詐欺

「料金未納」や「債務不履行」について訴訟を起こす内容のメール（SMS）やハガキを送りつけ、不安を感じて電話をしてきた人をだましてお金をだまし取る手口です。全くの事実無根の話（架空の話）をもとにお金を請求してだまし取るので、架空請求詐欺と呼ばれます。

【メール（SMS）の文面例】

有料情報サイトの未納料金が発生しております。

本日ご連絡なき場合、法的手続きに移行します。

□□サポートセンター
〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

○架空（ウソ）の請求内容

○本日中の対応を求める
○訴訟をほのめかすことにより被害者をあわてさせる

電話をかけると、犯人は
○アダルトサイトの未納料金がある（←他人には相談しにくい話）
○誤って登録されていた場合、お金は戻ってくる（←ウソで安心感を与える）
などと話し、お金をだまし取ろうとします

【ハガキ文面例】

総合消費料金に関する
訴訟最終通告のお知らせ

管理番号（す） 4 1 2 5

この度、ご通知しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、**訴状が提出されました**ことをご通知いたします。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、**給料差押え及び動産、不動産の差押えを強制的に履行させていただきます**ので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判の取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので**プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますよう**お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成●年●月●日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関4-1-9
お問い合わせ窓口 03-5962-379
受付時間 9:00～19:00

公的な文書と思わせるため、公文書に使われる番号のようなものを記載

「訴状が提出された」「差押えを履行」などの文面であわてさせる

犯人のねらいはハガキを受け取った人に電話をかけさせることです

周囲に相談させないために書いています

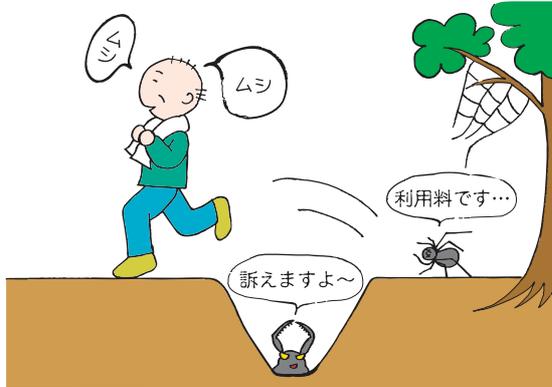
実在しない機関、所在地です

電話をかけると

- 弁護士になりました犯人が「訴訟を取り下げるには〇万円必要」などと言う
- ↓
- 支払う=取り下げたことになる
- 原告側の会社員になりました犯人が「お前が取り下げたせいで〇百万円損したから、示談金として〇百万円払え」などと怒鳴る
- ↓
- 怖くなって支払う
- 二重にお金をだまし取られることとなります！

このように対処しましょう

- ・ 犯人は、あなただけにメールやハガキを送りつけている訳ではありません。手に入れた名簿などを元に、不特定多数の人へメールやハガキをばらまき、その中から電話をかけて来る人を待っているのです。
心当たりのない請求が来れば絶対に連絡せず、無視しましょう。



- ・ 家族や友人に協力してもらうなどして、相手先（機関名、所在地、電話番号など）が実在するかインターネットで調べてみたり、警察へ相談しましょう。

② 悪質商法

不必要な工事や商品の契約を高齢者に結ばせる訪問販売の被害が後を絶ちません。自宅に訪問してきた業者が話すオトクな話は悪質商法の可能性が高いので、「いりません」とはっきりと断りましょう。

○ 点検商法（訪問販売）

「この地域の家の耐震診断をしています」「無料で診断しますよ」

⇒無料の診断はおトクな話に聞こえますが、契約につなげるための手段です。

「このままだと地震で家が倒れてしまいますね」「耐震工事が必要です」

「今なら特別に●%引きで工事を請け負いますよ」

⇒「家が倒れる」と言って不安をあおりつつ、「今なら○%引き」という甘い言葉で契約を急がせようとしています。

このように対処しましょう

- ・ 点検商法は、最初に「無料点検」と説明し、リフォームの契約を取る意思を隠して訪ねてきますが、訪問して契約を取る「訪問販売」なので、クーリングオフの対象となります。
- ・ 実際にリフォームを検討していても、いきなり訪ねてきた業者に高額なリフォームをまかせず、必ず複数の業者に見積りを依頼しましょう。
- ・ 消費者ホットライン188番に相談しましょう
局番なしの「188」に電話すると、お近くの消費生活相談センターなどの相談窓口を案内します（通話料金等が発生します）。

特殊詐欺や悪質商法などの迷惑電話を防ぐために

① 番号表示サービスを利用しましょう

番号表示サービスを利用し、知らない電話番号や非通知からの着信の場合、

電話に出ないようにしましょう。

② 留守番電話機能を活用しましょう

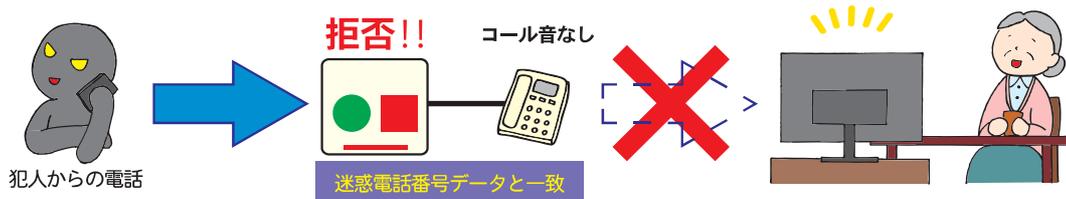
在宅中も留守番電話設定を行い、相手の声を確認してから電話に出ましょう。
犯人が録音を嫌がって電話を切ることで、防犯効果も期待できます。

③ 自動着信拒否機や自動録音機を電話に取り付けましょう

自宅の固定電話に自動着信拒否機や自動録音機を設置することは、被害防止に有効です。

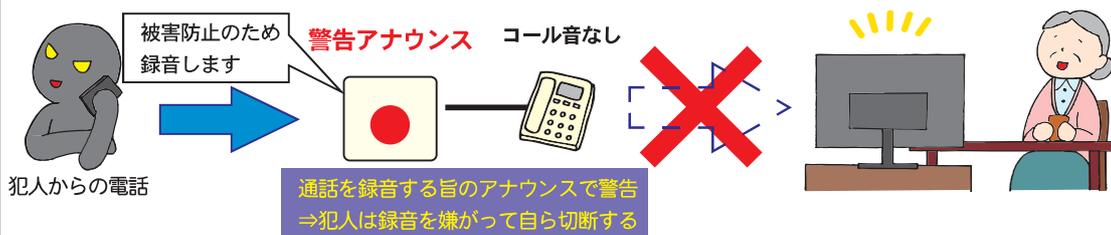
【自動着信拒否機】

警察などから提供された特殊詐欺や悪質商法の犯人が使用している電話番号からの着信を自動で拒否します。



【自動録音機】

相手に通話を録音する旨を告げて警告し、自動で通話内容を録音します。

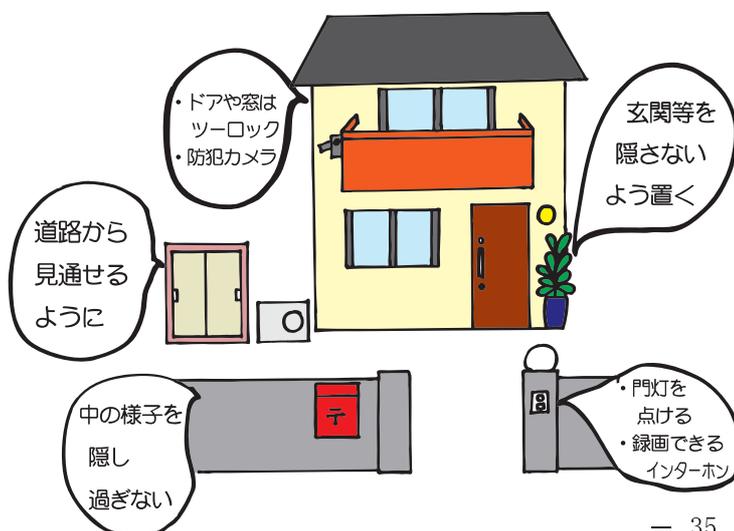


このような機器の貸出しを行っている自治体もありますので、一度お住まいの自治体へお問い合わせください。

※ 自動着信拒否機や自動録音機の機能を内蔵した電話機も販売されています。

2 住まいの防犯

泥棒に入られないようにするためのポイントは、泥棒が入りたくない家にあることです。次の図を参考にして、泥棒に強い家づくりをしましょう。



○ 録画機能付インターホン

事前にインターホンを押して、家人が不在の日を確認する犯人もいますが、録画機能付きであれば、これらの犯人をけん制することができます。

○ 門灯

夜間は必ず点灯しましょう。

○ 玄関ドア・窓など

・ ドアや窓は主錠と補助錠の鍵が2つ付いたツーロックタイプのものにしましょう。

- 既存の窓の防犯対策としては、防犯アラーム・補助錠の取り付け、防犯フィルムの貼り付けや、防犯ガラスへの交換などがあります。
防犯性能に優れたCP製品にするとさらに効果的です。



CP製品

CP = Crime Prevention (防犯) の意味

防犯性能が高いと認められた建物部品のこと

- 泥棒の大半は窓ガラスを割るか、無施錠の窓・玄関ドアから侵入します。
たとえ少しの外出でもきちんとドアの鍵をかけ、窓は風呂などの小窓も全て施錠してから出かけましょう。
- 塀・柵
見通しが良く、侵入の足場にならないように設置しましょう。
- 植栽
玄関、窓、勝手口の死角にならないよう植えましょう。
- 物置、エアコンの室外機
泥棒の足場にされないように、道路から見通しが確保された場所に設置しましょう。
- 見通しが悪い場所
センサーライトや防犯カメラを設置しましょう。

家の防犯対策の相談ができます

NPO法人大阪府防犯設備士協会にお家の防犯対策について相談できます。
詳しくは15ページをごらんください

3 車・バイク・自転車の防犯

乗り物の盗難を防ぐのも、家と同じで、泥棒に盗めないと思わせる対策が重要です。盗むのに時間がかかるほど、誰かに見つかるリスクが高まるので、簡単には盗まれないようにして泥棒を敬遠させましょう。

(自動車)



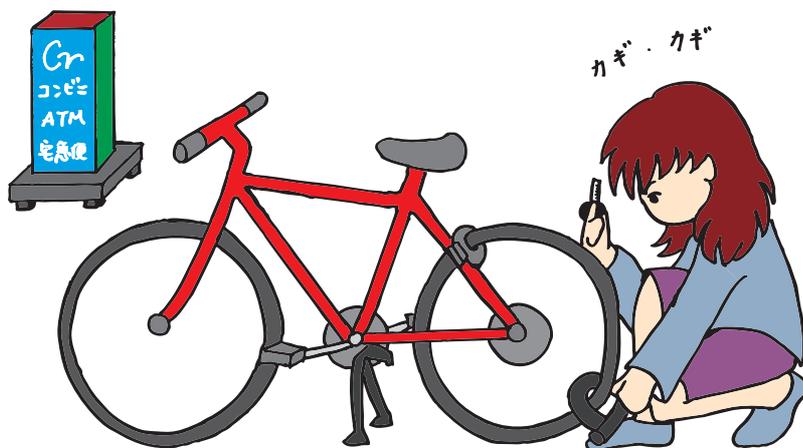
- 駐車場
駐車場に停める時は、夜間でも明るく、見通しが良く、防犯カメラ・出入口のゲートなど防犯設備の整った駐車場を選びましょう。

- ドアロック
車を離れる時は、買い物など短時間の用事でもドアロックをしましょう。
- 盗難防止機器
盗難警報機やバータイプのハンドルロックなどを併用すると防犯効果はさらに上がります。また、駐車場ででの当て逃げや車上ねらいなどの映像も録画できるドライブレコーダーもあります。
- ナンバープレート盗難防止ネジ
ナンバープレートの盗難は、盗まれたプレートが他の犯罪に悪用されるだけでなく、再交付の手続きにも時間をとられます。専用のネジでガードしましょう。
- 車内はいつも空っぽに
バッグ、財布、携帯電話などは車内に放置せず、車を出る時は必ず持ち出しましょう。トランクに積んでいるゴルフバッグが狙われるケースも多いので、普段から降ろしておくよう心がけましょう。

イモビライザーシステムも効果的です

Immobilize=「動かなくさせる」の意味。
鍵のIDと車体のIDを電子的に照合し、IDが一致しなければエンジンを始動させない防犯装置のことで、車両の盗難被害防止に有効です。

(自転車)



- 短時間でも必ず鍵はかけましょう
- シリンダー錠や、ディンプル錠など開けられにくく、防犯性能の高い鍵を取り付けましょう



シリンダー錠

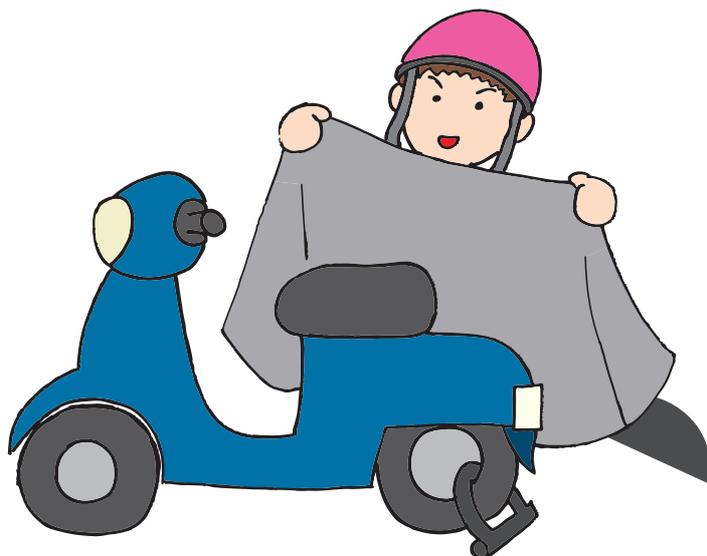


ディンプル錠

画像提供:株式会社ニッコー

- ワイヤ錠、U字ロックなどで二重にロックをしましょう

(オートバイ)



- 必ずハンドルロックをしましょう
- カバーをかけましょう
カバーをかけるのは面倒ですが、面倒なのは泥棒にとっても同じです。盗みたいバイクを確認するためにも、盗むためにもカバーをめくらなければならず、手間と時間がかかるので、防犯効果が期待できます。
- チェーンロックなどで二重にロックをしましょう
ボルトクリッパーなどの切断用工具により簡単に切られない丈夫なものを選びましょう。

自転車、バイクには防犯登録をしましょう

防犯登録を行うと、自転車やバイクの車体（台）番号・所有者などの情報が10年間警察や協会（※バイクのみ）のデータベースに登録され、盗難の被害に遭った時や、撤去された場合の早期発見に役立ちます。

自転車の防犯登録は自転車を利用する者への法律上の義務となっています

防犯登録についてのお問い合わせ先

【自転車】大阪府自転車商防犯協会

TEL 06-6629-0750

<http://bouhankun.com/>

・自転車防犯登録料 600円（非課税）



【バイク】グッドライダー・防犯登録

一般社団法人 日本二輪車普及安全協会 近畿事務所

TEL 06-6541-5254

<https://www.jmpsa.or.jp/block/kinki/>

・グッドライダー・防犯登録料は取扱店にお問合せ下さい

（取扱店は上記HPから確認できます）





▼
各種
相談
窓口



1 警察への一般的な相談

- 警察相談室 #9110
警察へのご意見や府民の安全と平穏に関する相談
- 大阪府内の各警察署

名称	所在地	電話番号
大淀警察署	大阪市北区中津1丁目5番25号	06-6376-1234
曾根崎警察署	大阪市北区曾根崎2丁目16番14号	06-6315-1234
天満警察署	大阪市北区西天満1丁目12番12号	06-6363-1234
都島警察署	大阪市都島区都島北通1丁目7番1号	06-6925-1234
福島警察署	大阪市福島区吉野3丁目17番19号	06-6465-1234
此花警察署	大阪市此花区春日出北1丁目3番1号	06-6466-1234
東警察署	大阪市中央区本町1丁目3番18号	06-6268-1234
南警察署	大阪市中央区東心斎橋1丁目5番26	06-6281-1234
西警察署	大阪市西区川口2丁目6番3号	06-6583-1234
港警察署	大阪市港区市岡1丁目6番22号	06-6574-1234
大正警察署	大阪市大正区小林東3丁目4番21	06-6555-1234
天王寺警察署	大阪市天王寺区六万体町5番8号	06-6773-1234
浪速警察署	大阪市浪速区日本橋5丁目5番11号	06-6633-1234
西淀川警察署	大阪市西淀川区千舟2丁目6番24号	06-6474-1234
淀川警察署	大阪市淀川区十三本町3丁目7番27号	06-6305-1234
東淀川警察署	大阪市東淀川区豊新1丁目6番18号	06-6325-1234
東成警察署	大阪市東成区大今里西1丁目25番15号	06-6974-1234
生野警察署	大阪市生野区勝山北3丁目14番12号	06-6712-1234
旭警察署	大阪市旭区中宮1丁目4番1号	06-6952-1234
城東警察署	大阪市城東区中央1丁目9番41号	06-6934-1234
鶴見警察署	大阪市鶴見区諸口6丁目1番1号	06-6913-1234
阿倍野警察署	大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目13番5号	06-6653-1234
住之江警察署	大阪市住之江区新北島3丁目1番57号	06-6682-1234
住吉警察署	大阪市住吉区東粉浜3丁目28番3号	06-6675-1234
東住吉警察署(仮庁舎)	大阪市東住吉区山坂3丁目1番28号	06-6622-1234
平野警察署	大阪市平野区喜連西6丁目2番51号	06-6769-1234
西成警察署	大阪市西成区萩之茶屋2丁目4番2号	06-6648-1234
大阪水上警察署	大阪市港区海岸通1丁目5番1号	06-6575-1234

名称	所在地	電話番号
高槻警察署	高槻市野見町2番4号	072-672-1234
茨木警察署	茨木市中穂積1丁目6番38号	072-622-1234
摂津警察署	摂津市南千里丘4番39号	06-6319-1234
吹田警察署	吹田市穂波町13番33号	06-6385-1234
豊能警察署	豊能郡能勢町地黄660番地の4	072-737-1234
箕面警察署	箕面市箕面5丁目11番35号	072-724-1234
池田警察署	池田市大和町1番1号	072-753-1234
豊中警察署	豊中市南桜塚3丁目4番11号	06-6849-1234
豊中南警察署	豊中市庄内西町5丁目1番10号	06-6334-1234
堺警察署	堺市堺区市之町西1丁目1番17号	072-223-1234
北堺警察署	堺市北区新金岡町1丁目1番1号	072-250-1234
西堺警察署	堺市西区鳳東町4丁目388番地	072-274-1234
南堺警察署	堺市南区桃山台2丁目2番1号	072-291-1234
高石警察署	高石市羽衣4丁目2番23号	072-265-1234
泉大津警察署	泉大津市田中町2番12号	0725-23-1234
和泉警察署	和泉市伯太町2丁目1番7号	0725-46-1234
岸和田警察署	岸和田市作才町1丁目1番36号	072-439-1234
貝塚警察署	貝塚市海塚167番地	072-431-1234
関西空港警察署	泉南郡田尻町泉州空港中1番地	072-456-1234
泉佐野警察署	泉佐野市上町2丁目1番1号	072-464-1234
泉南警察署	阪南市尾崎町70番地	072-471-1234
羽曳野警察署	羽曳野市誉田4丁目2番1号	072-952-1234
黒山警察署	堺市美原区小平尾377番地の2	072-362-1234
富田林警察署	富田林市常磐町2番7号	0721-25-1234
河内長野警察署	河内長野市西之山町6番1号	0721-54-1234
枚岡警察署	東大阪市桜町1番8号	072-987-1234
河内警察署	東大阪市稲葉1丁目7番1号	072-965-1234
布施警察署	東大阪府下小阪4丁目1番48号	06-6727-1234
八尾警察署	八尾市高町3番18号	072-992-1234
松原警察署	松原市阿保1丁目2番26号	072-336-1234
柏原警察署	柏原市古町2丁目9番9号	072-970-1234
枚方警察署	枚方市大垣内町2丁目16番8号	072-845-1234
交野警察署	交野市倉治1丁目40番1号	072-891-1234
寝屋川警察署	寝屋川市豊野町26番26号	072-823-1234
四条畷警察署	大東市深野3丁目28番1号	072-875-1234
門真警察署	門真市柳町13番14号	06-6906-1234
守口警察署	守口市京阪本通2丁目2番10号	06-6994-1234

2 その他の犯罪被害に関する相談窓口

- 列車内ちかん被害相談
駅、列車内における痴漢等の被害に関する相談及び情報
06-6885-1234 / 24時間対応
- ストーカー110番
ストーカー事案に関する相談
06-6937-2110 / 24時間対応
- 女性相談センター
配偶者・恋人などからの暴力の相談や女性相談（ストーカー被害、夫婦・家庭内のトラブル、対人関係の悩みなど）
06-6949-6022 / 月～日 午前9時～午後8時
06-6946-7890 / 同上
※ 祝日・年末年始を除く
夜間・祝日DV電話相談（上記以外の時間帯）
06-6946-7890
- 認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター
大阪被害者支援アドボカシーセンターは、犯罪や事故等による被害者とその家族、遺族への相談、付添いなどの支援活動およびその権利を擁護し声を代弁することを目指して活動しているNPO法人です。「被害のことを誰かに聞いてほしい」「これからどうなるのを知りたい」などの相談をお受けしています。
相談電話 06-6774-6365 / 月～金 午前10時～午後4時
※ 祝日・年末年始を除く
全国共通ナビダイヤル 0570-783-554 / 午前7時30分～午後10時
※ 年末年始を除く
ただし、上記相談電話開設中は自動的に相談電話につながります。
- 特定非営利活動法人 性暴力救援センター大阪 SACHICO
性暴力被害者をサポートする病院拠点型ワンストップセンター
女性の支援員・医師などが、直近の被害から総合的・包括的に、あなたのからだと心のケアのニーズに応えます。
072-330-0799 / 24時間対応
- 法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル
法制度や相談窓口の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介など
0570-079714 / 月～金 午前9時～午後9時
土曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）
※ IP電話からは03-6745-5601におかけください

このメモは、「不審者の発見」、「事件・事故への遭遇」、「危険箇所の発見」時などにおいて、関係者間で情報を共有したり、警察官へ情報提供したりする場合一にご利用ください

パトロールメモ									
何がありましたか（不審者が逃げた、車と自転車の事故など）									
日時	月	日	時	分頃					
場所	町	丁目	番						
不審者等の特徴									
性別	男性・女性・不明	体型	細め・普通・太め						
年齢	～	歳位	身長	cm位					
服装	上衣	色							
	下衣	色							
頭髪	長・短・他()	色()	帽子	色()					
メガネ	色()	靴	色()	所持品					
不審車両の特徴									
車両	色	形状							
自転車	前カゴ付・電動自転車・スポーツ車・マウンテンバイク								
バイク	原付スクーター・中/大型バイク・その他								
車	セダン・ワンボックス・トラック・その他()								
ナンバー	大阪	なにわ	和泉	数字	記号	数字			
	市・区・町・村						—		

危険箇所メモ			
場所	町	丁目	番
<div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 10px;"> <p>【略図】</p> </div>			
危険な理由			
緊急を要する場合は警察や自治体へ通報しましょう			

安全・安心なまちづくりマニュアル

平成31年1月発行

編集・発行

大阪府青少年・地域安全室 治安対策課

〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43 新別館南館7階

電話：06-6944-9143 FAX：06-6944-6649

協力 大阪府警察本部

大阪府消費生活センター